

国家戦略特区への提案

平成27年1月
大分県

国家戦略特区提案 「留学生人材の就職拡大による地域中小企業の活性化」 ～大分県留学生人材特区～

大学・高専に在籍する人口当たりの外国人留学生数が大分県は日本一である優位性を活かし、大分県で学び、大分県の事情や、母国、海外の事情にも詳しい留学生を県内の中小企業へ積極的に就職させることにより、中小企業の海外ビジネス展開を促進する。(※日本再興戦略改訂2014では、高度外国人人材の卵たる留学生の国内企業(特に中小企業)への就職を拡大することとしている)

県内中小企業の海外展開支援

人口当たり日本一の留学生数

- 留学生数:3,385人(82か国・地域)H25年度
- ・卒業留学生数:899人
- ・うち国内就職者数:237人(大分県内:36人)

活用(就職・創業)

留学生人材の受入れ促進

中小企業のグローバル化にあたって、海外の事情に精通し、語学や経営等の能力の高い留学生である外国人材の活用が重要

就職

- 県内外国人留学生の県内企業への就職拡大
- 県内外国人留学生雇用による中小企業の海外事業促進

創業

- 外国人留学生の創業による県内企業との連携

留学生人材の就職拡大のための制度改革

県内の4年制大学を卒業した外国人留学生を対象

(1)大学の専攻等で在留資格を認定[提出書類の簡素化]

○中小企業へ就職する場合、企業の概要及び業務内容や労働条件等の詳細資料の提出が必要で厳格な審査あり。具体的には、県や民間企業で構成する団体に加入している企業への就職については、大学の専攻の証明のみで在留資格を認定

(2)研修での他業務従事は資格外活動を不要に

○在留資格を得て就職後、研修のために営業や現場管理、総務等の他業務従事について許可制となっており、審査も厳格であるが、許可制を撤廃し、人事管理は企業に一任

(3)留学生の雇用を前提としたインターンシップの実施

○卒業後の就職活動のための在留期間を延長(現状6か月、更新1回までの計1年⇒最大2年まで)。その間の雇用を前提としたインターンシップや生計維持のためのアルバイトを認める。

留学生の創業拡大のための制度改革

(制度改革中)

- 創業人材等の多様な外国人の受入れ促進
- ・在留資格に係る基準の緩和

人文知識・国際業務

日本において行うことができる活動内容等

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動(在留資格「教授」、「芸術」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「企業内転勤」及び「興行」に係る活動を除く。)

該当例としては、通訳、デザイナー、私企業の語学講師など。

提出資料

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (所属機関)	(1)日本の証券取引所に上場している企業 (2)保険業を営む相互会社 (3)日本又は外国の国・地方公共団体 (4)独立行政法人 (5)特殊法人・認可法人 (6)日本の国・地方公共団体認可の公益法人 (7)法人税法別表第1に掲げる公共法人	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1,500万円以上ある団体・個人	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人(カテゴリー2を除く)	左のいずれにも該当しない団体・個人
提出資料	<p>【共通】</p> <p>1在留資格変更許可申請書 1通 ※地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。</p> <p>2写真(縦4cm×横3cm) 1葉 ※申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。 ※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。</p> <p>3パスポート及び在留カード(在留カードとみなされる外国人登録証明書を含む。) 提示</p> <p>4上記カテゴリーのいずれかに該当することを証明する文書 適宜 カテゴリー1: 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書(写し) 主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書(写し) カテゴリー2及びカテゴリー3: 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(受付印のあるものの写し)</p> <p>5専門学校を卒業し専門士又は高度専門士の称号を取得した者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証明する文書 1通</p>			<p>6申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>(1)労働契約を締結する場合 労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 1通</p> <p>(2)日本法人である会社の役員に就任する場合 役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録)の写し 1通</p> <p>(3)外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合 地位(担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書 1通</p>
	<p>カテゴリー1及びカテゴリー2については、その他の資料は原則不要。</p>			

		<p>7申請人の学歴及び職歴その他経歴等を証明する文書</p> <p>(1)申請に係る知識を要する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 1通</p> <p>(2)学歴又は職歴等を証明する次のいずれかの文書</p> <p>a. 大学等の卒業証明書又はこれと同等以上の教育を受けたことを証明する文書 1通</p> <p>b. 関連する業務に従事した期間を証する文書(大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。) 1通</p> <p>※【共通】5の資料を提出している場合は不要</p> <p>* 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する場合(大学を卒業した者が翻訳・通訳又は語学の指導に従事する場合を除く。)は、関連する業務について3年以上の実務経験を証明する文書 1通</p>	
		<p>8事業内容を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>(1)勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書 1通</p> <p>(2)その他の勤務先等の作成した上記(1)に準ずる文書 1通</p> <p>(3)登記事項証明書 1通</p>	<p>9 直近の年度の決算文書の写し 1通</p> <p>9 直近の年度の決算文書の写し。新規事業の場合は事業計画書 1通</p> <p>10前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>(1)源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料 1通</p> <p>(2)上記(1)を除く機関の場合 (1)給与支払事務所等の開設届出書の写し 1通 (2)次のいずれかの資料</p> <p>ア直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付印のあるものの写し) 1通</p> <p>イ納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料 1通</p>

※ 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方のことで、
 ※ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。